

霧島市条例第19号

令和2年6月15日

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年霧島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。